

正 誤

ページ段 行 誤 正
令和五年二月一日(号外第二十一号)公布内閣府・経済産業省令第二号(特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令)(原稿誤り)

三〇上 改正後欄 七

三〇上 改正後欄 七

三八〃〃〃 一三

三八〃〃〃 一三

〃〃〃 一四

〃〃〃 一四

四〇下 〃〃〃 一五

四〇下 〃〃〃 一五

四一上 改正後欄 二

四一上 改正後欄 二

三四ページ下段改正後欄中二三行目は次のとおり

の誤り。

第四十条 令第八条第一項の規定により示すべき

方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二 略

同ページ同段改正前欄中九行目は次のとおりの誤り。

第十五条 令第四条第一項の規定により示すべき

方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二 同上

四七下 改正後欄 第九十九条から第九十九条、第

四七下 改正後欄 第九十九条から第九十九条、第

四八〃〃〃 同第四項 同条第四項

四八〃〃〃 同第四項 同条第四項

五三上 改正後欄 業務提供誘引販売

五三上 改正後欄 業務提供誘引販売

一四〃〃〃 定負担をしようとする者又は業

一四〃〃〃 定負担をしようとする者又は業

一六〃〃〃 業務提供誘引販売

一六〃〃〃 業務提供誘引販売

五六〃〃〃 契約の相手方

五六〃〃〃 契約の相手方

〃〃〃 第三項 第四項

〃〃〃 第三項 第四項

六〇下 改正後欄 第三項 第二項

六〇下 改正後欄 第三項 第二項

六一ページ下段改正後欄中二一行目は次のとおりの誤り。

六〇上 改正後欄 第三項 第二項

同ページ同段改正前欄中一〇行目は次のとおりの誤り。
〔355 同上〕

6 第二項、第四項及び前項の規定により交付する書面は、様式第五によること。ただし、前三項の規定により交付する書面は、様式第五の二によること。

六二下 改正後欄 同上 略

六二下 改正後欄 同上 略

六二ページ上段改正後欄中終りから一行目は次のとおりの誤り。

(法第五十八条の十三の二第一項の主務省令で定める者)

第六百四十八条 〔略〕

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第六百四十九条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 前三項の規定により交付する書面は、様式第七によること。

5 〔略〕

同ページ同段改正前欄中終りから一行目は次のとおりの誤り。

(法第五十八条の十三の二第一項の主務省令で定める者)

第六百四十九条の三 〔同上〕

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第六百五十一条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 前三項の規定により交付する書面は、様式第六によること。

5 〔同上〕

同ページ下段改正後欄中八行目は次のとおりの誤り。

第六百五十一条 〔略〕

2 前項の規定により提出する申出書は、様式第八によること。

同ページ同段改正前欄中八行目は次のとおりの誤り。

第六百五十一条 〔同上〕

2 前項の規定により提出する申出書は、様式第七によること。

六〇上 改正後欄 規定による確認確認

六〇上 改正後欄 規定による確認確認